

(様式1-3) 臨時運行許可申請書 (台帳兼用)

## 自動車臨時運行許可申請書 (台帳)

平成 年 月 日

いちき串木野市長 様

申請者の住所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり臨時運行をしたいので、道路運送車両法第34条第1項及び同法施行規則第21条の規定に基づき申請します。

車名	
形状	1. 乗用車      2. トラック      3. 二輪      4. その他 (      )
車台番号	
運行の目的	1. 試運転のための回送      5. 販売のための回送 2. 新規検査のための回送      6. その他 (具体的内容) 3. 継続検査のための回送 4. 新規登録の回送
運行の経路	(発地)      (着地) いちき串木野市      ~      鹿児島市
運行の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	保険会社名      自 平成 年 月 日 保険期間 至 平成 年 月 日 保険証明書番号      第      号

以下は申請者は記入しないでください。

許可年月日	平成 年 月 日	受付印	
許可番号			
番号標番号			
返納年月日		確認印	
許可証	平成 年 月 日		
番号標	平成 年 月 日		

- (注) 1. 「形状」欄は該当の番号を○でかこむこと。  
2. 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。  
3. 裏面、遵守事項を必ずお読みください。

課長	補佐	係長	係

## 臨時運行許可を受けた者の遵守事項

申請者は、許可を受けたときは次の義務事項を守り、安全で秩序ある臨時運行を行うよう絶えず心がけて下さい。

1. 自賠償保険（共済）証明書を携帯すること。
2. 臨時運行許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードの上など前面の見やすい位置に表示すること。
3. 臨時運行許可番号標は、臨時運行の許可を受けた自動車の前面及び後面の見やすい位置にボルト、針金、ワイヤーなどで脱落しないように確実に取り付け、表示すること。  
但し、二輪自動車、三輪自動車、被けん引自動車及び国土交通大臣の指定する大型自動車にあっては、前面の番号標を省略できるので、後面 1 枚のみの表示でよい。
4. 運行中、自動車を離れる場合は、番号標等の盗難のおそれのないように留意すること。
5. 番号標等を取り外した場合は、常に手元に保管し、紛失防止に努めること。
6. 許可の有効期間が満了したときは、許可証及び許可番号標を速やかに（その日から 5 日以内）に返納すること。
7. 臨時運行許可を受けた自動車以外に、当該許可番号標を使用しないこと。
8. 万一、許可証及び許可番号標を紛失した場合は、直ちに許可を受けた行政庁に連絡し、指示を受けるとともに、所轄の警察署へ届け出ること。
9. 許可を受けた目的以外で使用しないこと。